

京都市告示第224号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年9月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科竹鼻経3号線	山科区竹鼻堂ノ前町43番地の5地先から 同町49番地の1地先まで	旧	メートル 42.20	メートル 3.85 ~ 4.15
		新	42.20	3.98 ~ 4.11
山科東野緯12号線	山科区東野舞台町44番地の2地先から 同町47番地の1地先まで	旧	63.40	0.90 ~ 1.30
		新	63.40	1.08 ~ 2.56

(建設局土木管理部道路明示課)